

敷地境界付近のモニタリング設備に係る現状調査結果について

平成30年12月5日
原子力規制庁

I. 概要

(略)

II. 調査項目

(略)

III. 調査結果概要

(略)

IV. 原子力規制庁の今後の対応

1. 実用発電用原子炉施設

実用発電用原子炉施設においては、モニタリングポストの外部電源喪失時の電源確保については全ての発電所で対策済であるが、モニタリングポストのデータ伝送の多様性、ダストモニタの電源確保については、一部の発電所で未実施となっており、今後、対策を実施する予定としている。

これらの対策は、新規制基準に適合していない状態であっても速やかに実施されることが望ましいことから、現状で未実施となっている発電所の事業者である東京電力及び東北電力に対し、早期に対策を実施するよう求めるとともに、その実施状況については原子力規制事務所において確認していく。

2. 核燃料施設等

核燃料施設等においては、後述する施設を有する事業者に対し、早期に対策を実施するよう求めるとともに、その実施状況については原子力規制事務所

において確認していく。具体的には、以下。

(1) モニタリングポストの外部電源喪失時の電源確保

廃止措置計画の審査中である人形峠環境技術センターについては、外部電源喪失時に無停電電源装置（8時間）及びポータブル発電機を接続することで電源を供給することとしているが、自動で連続稼働できる非常用電源設備に接続し、継続して測定できることが望ましいと考える。このため、事業者に対策の実施を求めることとする。

(2) モニタリングポストのデータ伝送の多様性

○加工3社については、来年から新規規制基準に対応した工事において、順次対応する計画であることから、対応状況について注視していくこととする。

○廃止措置中の新型転換炉原型炉ふげんについては、使用済燃料（466体）が使用済燃料プールに貯蔵されている状態であり、海外搬出完了までに今後約8年を要する計画であること、同様に廃止措置中のJAEA東海再処理施設については、高放射性廃液について2028年度末までにガラス固化を行う等、約70年かけて廃止措置を行う予定であることから、早期の対応を実施することが望ましいと考える。このため、事業者に対策の実施を求めることとする。

○福島第一原子力発電所については、構内の各所に設置された複数（約80台）の無線式の可搬型線量測定器により、データ伝送の多様性を確保することとしている。しかしながら、当該測定器の仕様を確認したところ、線量測定値の伝送間隔は10分間に1回であり、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」で求められる連続表示に対応していない。

周辺監視区域周辺の空間放射線量率を連続監視するという目的や今後30年以上にわたる廃炉作業を鑑みれば、実施計画に記載されている8台のモニタリングポストのデータ伝送については、早期の対応を実施することが望ましいと考える。このため、事業者に対策の実施を求めることとする。